

四日市市告示第 406 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成28年 8月 22日

四日市市長 田中 俊行

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	路線番号	供用開始区間	幅員 (m)	延長 (m)
1	小山2号線	010012	小山町字欠ノ下638番3から 小山町字欠ノ下726番1まで	4.0~11.0	253.5
2	西山11号線	010032	小山町字欠ノ下638番3から 小山町字宮ノ前7376まで	3.0~6.8	237.1